

# つちはし事務所通信

# 9

September  
2013



発行: つちはし社会保険労務士事務所  
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F  
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580  
Email: [sr@tsuchihashi-siki.com](mailto:sr@tsuchihashi-siki.com) 発行日: 2013年9月1日

## 最新情報

## 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化！

若者に過酷な労働を強いて退職に追い込み、“使い捨て”にする、いわゆるブラック企業が社会問題となる中、厚生労働省は、長時間労働などへの監督指導や、労働者を対象にした電話相談といった取り組みを始めることを明らかにしました。厚生労働省が、いわゆるブラック企業への対策を行うのは初めてのことです。



### 発表された3つの取り組みの柱

#### 1 長時間労働の抑制に向けて、集中的な取り組みを行います

- 9月を「過重労働重点監督月間」とし、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、集中的に監督指導等を実施。
- 過労死等事案を起こした企業等について、再発防止の取り組みを徹底。
- 重大・悪質な違反が確認された企業等については、送検し、公表。

#### 2 相談にしっかり対応します

- 9月1日に、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する全国一斉の電話相談を実施。  
(フリーダイヤル 0120-794-713)
- 9月2日以後も、「総合労働相談コーナー」、「労働基準関係情報メール窓口」で相談や情報を受付。

#### 3 職場のパワー・ハラスメントの予防・解決を推進します

- パワー・ハラスメント(パワハラ)によって若者を「使い捨て」にすることをなくすべく、労使をはじめ関係者に幅広く周知・啓発。

☆1の監督指導等は、具体的には、次のように実施するとのことです。

- ① 労働基準監督署及びハローワーク利用者等からの苦情や通報等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、監督指導を集中的に実施。

#### (重点確認事項)

- ・時間外・休日労働が 36 協定の範囲内であるか。法違反が認められた場合は是正指導。
- ・賃金不払残業(サービス残業)がないか。法違反が認められた場合は是正指導。
- ・長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられているか。

- ② ①以外にも、過重労働があり、労働基準関係法令違反の疑いがある企業等に対して、重点的な監督指導を実施。

労働基準法等の法令を遵守していない企業には、監督指導等が行われる可能性があるといえます。特に、労働時間の管理は重要です。

残業時間が多い、サービス残業があるといった不安がありましたら、ご相談ください。

## 新情報！

# 労災保険の特別加入制度が改正されました!!

厚生労働省令の改正により、本年9月から労災保険の特別加入者の給付基礎日額の選択の幅が広がります。

### 労災保険の特別加入制度の概要

労災保険は、労働者の業務又は通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、業務の実情、災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することが適当であると認められる方については、特別に加入を認めています。これが「特別加入制度」です。特別加入できるのは、一定の中小企業を経営する「中小事業主」、個人タクシーなど労働者を使用せず事業を行ういわゆる「一人親方等」、海外で出向等により勤務する「海外派遣者」です。



### 給付基礎日額の上限の引上げ

労災保険の保険給付の額は、一部を除き、「給付基礎日額」に基づいて計算されます。

特別加入者の場合、本人が所得水準に見合った適正な額を選択・申請し、それに基づき、都道府県労働局長がその特別加入者の給付基礎日額を決定することになっています。なお、特別加入者は、特別加入保険料算定基礎額(給付基礎日額×365)に基づいて、年度単位で保険料を負担することになります。

### □ 特別加入者の給付基礎日額及び特別加入保険料算定基礎額 □

の部分を追加

給付基礎日額	保険料算定基礎額	給付基礎日額	保険料算定基礎額
25,000 円	9,125,000 円	8,000 円	2,920,000 円
24,000 円	8,760,000 円	7,000 円	2,555,000 円
22,000 円	8,030,000 円	6,000 円	2,190,000 円
20,000 円	7,300,000 円	5,000 円	1,825,000 円
18,000 円	6,570,000 円	4,000 円	1,460,000 円
16,000 円	5,840,000 円	3,500 円	1,277,500 円
14,000 円	5,110,000 円	(3,000 円)	(1,095,000 円)
12,000 円	4,380,000 円	(2,500 円)	(912,500 円)
10,000 円	3,650,000 円	(2,000 円)	(730,000 円)
9,000 円	3,285,000 円	( ) 内は、家内労働者等についてのみ適用	

例えば、特別加入者が業務上死亡してしまった場合に支払われる遺族補償年金の額は、残された遺族が4人以上の場合であれば、給付基礎日額の245日分です。その年金額は、今までの上限であれば、490万円(2万円×245日)、改正後の上限であれば612万5千円(2万5千円×245日)となり、**122万5千円増加**することになります。

☆ これまで以上に魅力のある制度になったといえます。加入をお考えの場合、また既に加入されている場合は給付基礎日額の変更について、お気軽にお声がけください。

あとがき◆つちはし事務所より

☆今年も厚生年金保険料の改訂が9月に行われ、9月から厚生年金保険料率が16.766%から、17.120%に上がります。

4月5月6月の賃金を平均して出す、社会保険料の算定手続きによって決定した新しい標準報酬月額が適用されるのも、9月の保険料からとなります。算定で標準報酬月額に変更のあった人も、なかった人も、厚生年金保険料は変わるので、給与計算の際にご注意ください。給料から引く社会保険料を当月控除しているか、翌月控除しているか事業所によって違いますので、9月分の給与計算から変更する事業所、10月分から変更する事業所、どちらかお間違えないように。手続きを当事務所が行っている事業所様には、新しい社会保険料の明細を控除時期に合わせて順次お送りしておりますので、ご確認ください。

☆今年も、社会保険料のお知らせとともに、労働保険、社会保険のあらましをまとめた「社会保険ガイド2013年」を作成し、お送りしています。労働保険、社会保険の手続きで、ご不明な点があればぜひご活用ください。

☆また、本年度の助成金ガイドも同封しております。自社で助成金が利用できるかどうかお知りになりたいときは、一緒に送りしている助成金アンケートにご回答の上、つちはし事務所までファックスをお願いします。